

## 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成31年4月9日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）MEGAドン・キホーテUNY東近江店 東近江市今崎町163番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 ユニー株式会社 愛知県稲沢市天池五反田1番地 代表取締役 大原孝治
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 変更前
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻  
UDリテール株式会社ほか未定 10時から21時まで
    - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 9時から21時30分まで
    - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 7時から20時まで
  - (2) 変更後
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻  
UDリテール株式会社ほか未定 8時から翌2時まで
    - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 7時30分から翌2時30分まで
    - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から22時まで
- 4 変更年月日 平成31年4月22日
- 5 変更の理由 営業計画変更のため
- 6 届出年月日 平成31年3月12日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
東近江市商工観光部商工政策課 東近江市八日市緑町10番5号
  - (2) 縦覧期間 平成31年4月9日から平成31年8月9日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 平成31年8月9日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号